

議案第 38 号

尾張市町交通災害共済組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、尾張市町交通災害共済組合規約を別紙のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 2 年 5 月 18 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、尾張市町交通災害共済組合の解散に伴い、事務の承継団体を明記するため、本組合規約の一部を改めることについて協議する必要があるからである。

尾張市町交通災害共済組合規約の一部を変更する規約

尾張市町交通災害共済組合規約（昭和44年9月1日指令地第116号）
の一部を次のように変更する。

本則に次の1条を加える。

（解散に伴う事務の承継）

第9条 組合の解散に伴う事務は、北名古屋市が継承する。

附 則

この規約は、愛知県知事の許可があった日から施行する。